

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年11月20日 10時30分ごろ
発生場所	新潟県新潟市巻漁港北北東方沖 角田岬灯台から真方位028° 1.5海里付近 (概位 北緯37° 48.9′ 東経138° 50.1′)
事故の概要	漁船第五鈴木丸 ^{すずき} は、操業中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年11月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五鈴木丸、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	NG3-17179（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2～3、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、船首を北東方に向けて微速前進しながら刺し網漁を開始し、船長が刺し網を投入しようとして足元に置いていた漁具を見ていたところ、左舷船尾側に波高約2mの高波を受けて右舷側に大傾斜し、甲板員が落水した後、再度左舷船尾側に波を受け、船長が落水するとともに右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、甲板員と共に本船の船底に這い上がり、先に帰港していた僚船に携帯電話を使用して救助を依頼し、消防隊員を乗せて来援した別の僚船に甲板員と一緒に救助された。</p> <p>本船は、後日、僚船により巻漁港にえい航された。</p> <p>船長は、ふだん、魚群探知機やGPSプロッターを用いて水深を確認してから操業を開始していたものの、操業予定海域には既に仕掛けられた刺し網があったので、操業開始場所の水深を確かめなくても大丈夫だと思って操業を開始したが、本事故発生場所は波が立ちやすい浅所であることを本事故後に漁師仲間から聞いた。</p> <p>船長は、水深の浅い場所では波が立ちやすいことを知っていたので、沖側の水深の深い場所で操業を開始すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、船首を北東方に向けて微速前進中、船長が波の立ちやすい浅所で操業を開始したことから、左舷船尾側に波高約2mの高波を受けて右舷側に大傾斜し、更に左舷船尾側に波を受けて右舷側に転覆し

	<p>たものと考えられる。</p> <p>船長は、水深の浅い場所では波が立ちやすいことを知っていたものの、操業予定海域には既に仕掛けられた刺し網があったことから、操業開始場所の水深を確かめなくても大丈夫だと思い、同場所が波の立ちやすい浅所であることを知らずに操業を開始したのものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が船首を北東方に向けて微速前進中、船長が波の立ちやすい浅所で操業を開始したため、左舷船尾側に波高約2mの高波を受けて右舷側に大傾斜し、更に左舷船尾側に波を受けて右舷側に転覆したのものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、操業を開始する際には、魚群探知機等で操業予定場所の水深を確認するとともに、波が立ちやすい浅所付近では操業を行わないこと。